

令和4年坂祝町議会
第1回定例会 議案

令和4年3月9日提出
加茂郡坂祝町

付議事件

- 議案第 2号 坂祝町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3号 坂祝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4号 坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5号 坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 坂祝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 令和3年度坂祝町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第10号 令和3年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第11号 令和3年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第12号 令和3年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第13号 令和4年度坂祝町一般会計予算について
- 議案第14号 令和4年度坂祝町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第15号 令和4年度坂祝町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第16号 令和4年度坂祝町介護保険特別会計予算について
- 議案第17号 令和4年度坂祝町水道事業会計予算について
- 議案第18号 令和4年度坂祝町下水道事業会計予算について
- 議案第19号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第20号 町道の路線の認定について
- 同意第 1号 坂祝町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 2号 坂祝町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 3号 坂祝町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 4号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

議案第 2 号

坂祝町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町個人情報保護条例の一部を改正するものとする。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法（デジタル社会形成整備法附則第 2 条）の規定により行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が廃止され、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定は、令和 4 年新個人情報保護法において定められることとなるため。

坂祝町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町個人情報保護条例（平成14年条例第1号）を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p>

(2)～(8) (略)

(個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11

(2)～(8) (略)

(個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11

年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(個人情報保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(6) (略)

年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(6) (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第3号

坂祝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものとする。

令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

非常勤職員の出産・育児等による離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出産直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みを創設するため。

坂祝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></u></p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p>

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第23条 任命権者は、育児休業の承

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町の規則で定める非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

<p><u>認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p>	<p>(規則への委任)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 号

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

令和 4 年 2 月 1 日、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案等の閣議決定に伴い、同法等の一部改正が予定されることに合わせて議員の期末手当支給に関する所要の改正を行うものです。

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項ただし書に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、坂祝町職員の給与に関する条例(昭和39年条例第1号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項ただし書に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、坂祝町職員の給与に関する条例(昭和39年条例第1号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは、「100分の200」とする。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 5 号

坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

令和 4 年 2 月 1 日、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案等の閣議決定に伴い、同法等の一部改正が予定されることに合わせて常勤の特別職の期末手当支給に関する所要の改正を行うものです。

坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(案)

坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において、職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、一般職の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において、職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、一般職の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは、「100分の200」とする。
(期末手当の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 6 号

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

令和 4 年 2 月 1 日、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案等の閣議決定に伴い、同法等の一部改正が予定されることから、その規定を準拠するため本町の職員に関する給与等の関係規定を改正するものです。

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町職員の給与に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>(行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの(これらの職員のうち町の規則で定める職員に限る。次条において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの(これらの職員のうち町の規則で定める職員に限る。次条において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の坂祝町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項又は坂祝町の公益的

法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年坂祝町条例第12号）第4条若しくは第7条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - イ 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、町の規則で定める職員に限る。次号において「特定管理職員」という。） 107.5分の15
- (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア 特定管理職員以外の職員 72.5分の10
 - イ 特定管理職員 62.5分の10

議案第7号

坂祝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものとする。

令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴山佳也

提案理由

消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給をするため改正するものです。

坂祝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例（案）

坂祝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第9号）を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し職務に従事しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第10条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 住民に対し、常に<u>災害</u>の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(災害出場)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 消防団は、消防長の許可を得ないで町の区域外の<u>災害現場</u>に出場してはならない。ただし、区域外で応援協定締結区域及び出場の際は、管轄区内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。</p>	<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し職務に従事しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第10条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 住民に対し、常に<u>水火災</u>の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(水火災その他の災害出場)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 消防団は、消防長の許可を得ないで町の区域外の<u>水火災その他の災害現場</u>に出場してはならない。ただし、区域外で応援協定締結区域及び出場の際は、管轄区内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限り</p>

(消火及び水防等の活動)

第13条 災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に利用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

2 (略)

3 災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長に報告するとともに、警察職員又は検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

4 (略)

(報酬)

第14条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、次により年額報酬を支給する。ただし、支給する年度において活動実績のない団員には支給しない。

(1)～(6) (略)

3 団員が災害、警戒等の職務に従事する場合においては、1日につき8,000円の出動報酬を支給する。ただし、4時間未満の場合においては、4,000円とする。

4 (略)

(費用弁償)

第15条 団員が訓練等の職務に従事する場合においては、1回につき2,500円の費用弁償を支給する。

でない。

(消火及び水防等の活動)

第13条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に利用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

2 (略)

3 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長に報告するとともに、警察職員又は検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

4 (略)

(報酬)

第14条 団員には、次により報酬を支給する。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(費用弁償)

第15条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により費用弁償を支給する。

(1) 水火災の場合 1回につき4,000円

(2) 警戒の場合 1回につき4,0

<p>2 (略)</p> <p>3 費用弁償の支給については、<u>前条第4項</u>と同様の方法とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>00円</u></p> <p>(3) <u>訓練の場合 1回につき2, 5</u> <u>00円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 費用弁償の支給については、<u>前条第2項</u>と同様の方法とする。</p>
---	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 8 号

坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものとする。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、同法附則 65 条で消防団員等公務災害補償等責任共済法等に関する法律の一部が改正されたため所要の改正を行うものです。

坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町消防団員等公務災害補償条例（昭和45年条例第12号）を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条（略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第9号

令和3年度坂祝町一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度坂祝町一般会計補正予算（第6号）を提出するものとする。

令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第10号

令和3年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を提出するものとする。

令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第11号

令和3年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第12号

令和3年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第3号）を提出するものとする。

令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第13号

令和4年度坂祝町一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和4年度坂祝町一般会計予算を提出するものとする。

令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第 1 4 号

令和 4 年度坂祝町国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 4 年度坂祝町国民健康保険特別会計予算を提出するものとする。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第 15 号

令和 4 年度坂祝町後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度坂祝町後期高齢者医療特別会計予算を提出するものとする。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第16号

令和4年度坂祝町介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和4年度坂祝町介護保険特別会計予算を提出するものとする。

令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第17号

令和4年度坂祝町水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和4年度坂祝町水道事業会計予算を提出するものとする。

令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第18号

令和4年度坂祝町下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和4年度坂祝町下水道事業会計予算を提出するものとする。

令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第19号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び坂祝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年坂祝町条例第3号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴山佳也

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 坂こ工第3-1号
子育て支援拠点施設建設工事 |
| 2. 契約金額 | 当初 426,800,000円
変更 434,435,100円
増減額 7,635,100円増 |
| 3. 契約の相手方 | 株式会社栗山組
加茂郡坂祝町酒倉2008 |

議案第 20 号

町道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て次の路線を認定するものとする。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

整理番号	路線名	起 点 ・ 終 点	重要な経過地
5086	黒岩 86 号線	加茂郡坂祝町黒岩字中内 208 番 1 地先から	
		加茂郡坂祝町黒岩字中内 209 番 3 地先まで	

同意第1号

坂祝町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 美濃加茂市 [REDACTED]

氏 名 みしな よしのり
三品 芳則

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

同意第2号

坂祝町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、坂祝町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町

氏 名 わたなべ あきら
渡邊 章

生年月日

任 期 令和4年5月18日から令和8年5月17日まで

同意第3号

坂祝町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、坂祝町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

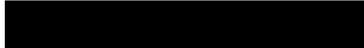
令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 

氏 名 みやした あきら
宮下 明

生年月日 

任 期 令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

同意第4号

人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年3月9日 提出

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 

氏 名 たけやま
武山 ひとみ

生年月日 

任 期 令和4年7月1日から令和7年6月30日まで 3年間